

## ○運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規程

(昭和40.9.28  
鹿児島県公安委員会規程2)

改正 前略…令和元.5公規程2

(この規程の趣旨)

**第1条** この規程は、運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則（昭和40年鹿児島県公安委員会規則第22号。以下「規則」という。）に基づき、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が委託する講習の実施について、必要な事項を定めるものとする。

本条…一部改正(平成20.9公規程5)

(講習施設)

**第2条** 公安委員会の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、講習を行う施設として、安全運転学校及び安全運転教室を開設するものとする。

本条…一部改正(昭和60.9公規程4)

(委託契約)

**第3条** 講習の委託については、受託者との間に委託契約を締結する。

(講習日等の通知)

**第4条** 交通部免許管理課長（以下「免許管理課長」という。）は、毎月の15日までに翌月の講習日、講習時間その他必要な事項を警察署長、幹部派出所長（以下「警察署長等」という。）及び受託者に通知しなければならない。

本条…一部改正(昭和60.9公規程4)

**第5条** 削除(令和元.5公規程2)

(講習の受付)

**第6条** 講習の受付に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 講習申出書及び運転免許停止処分通知書（以下「通知書」という。）を提出させること。
- (2) 講習申出書に収入証紙貼付の有無を確認すること。
- (3) 替玉受講者発見のため、講習申出書と運転免許証により受講者を確認すること。

と。

(4) その他受託者が必要と認めて定めた事項

2 正当な理由がないのに、開講時刻に10分以上遅刻した者は、受講を拒否し次回の講習日に指定するものとする。

本条…一部改正(昭和60.9公規程4、平成2.4公規程3、令和元.5公規程2)

(講習科目等)

**第7条** 免許管理課長は、各期別ごとに講習科目及び講習時間割を作成し、受託者に通知しなければならない。

2 受託者は、前項の講習科目及び講習時間割に従って講習を行わなければならない。

本条…一部改正(昭和60.9公規程4、平成20.9公規程5)

(考查問題)

**第8条** 考查問題は、免許管理課長又は受託者が作成する。ただし、受託者が作成するものについては、事前に免許管理課長に合議しなければならない。

2 受託者は、考查問題の保管、出納等の際における事故の防止に努めなければならない。

本条…一部改正(昭和60.9公規程4)

(受講証明)

**第9条** 受託者は、講習の全課程を終了した者の講習申出書に必要事項を記入し、公安委員会に報告しなければならない。

本条…一部改正(平成20.9公規程5)

(短縮)

**第10条** 免許管理課長は、前条の受講証明に基づき短縮期間を決定し、通知書の運転免許停止期間短縮通知書欄に必要事項を記入して、受講者に交付しなければならない。

2 免許管理課長又は警察署長等は、当該所属で行政処分の執行を受けた者のうち、当日、短期講習を受講し、その考查結果が「優」の者については、運転免許証の備考欄に「年月日受講済」と記載しなければならない。

3 警察署長等は、行政処分の執行を受けた者のうち、講習を受講して停止期間を短縮された者が、停止期間経過後に運転免許証を受領に来たときは、記入事項を通知書により十分確認の上、本人に運転免許証を返還しなければならない。

本条…全部改正〔昭和60.9公規程4〕、一部改正〔平成2.4公規程3、令和元.5公規程2〕

(再講習)

**第11条** 免許管理課長、警察署長又は受託者は、規則第16条第1号に定める講習の全課程を終了しなかつた者及び規則第18条第2号に該当する者に対しては、再講習の日時を指定するものとする。

本条…全部改正〔昭和60.9公規程4〕

(再考査)

**第12条** 規則第18条に定める再考査は、講習の日から1週間以内に行わなければならない。

本条…一部改正〔昭和60.9公規程4〕

(規律維持)

**第13条** 受託者は、講習会場における規律及び環境衛生の保持に努めなければならない。

本条…一部改正〔昭和60.9公規程4〕

(細則の制定及び承認)

**第14条** 受託者は、第8条第2項及び前条並びにこの規程を実施するために必要な限度において細則を定めなければならない。

2 前項の細則は、公安委員会の承認を受けるものとする。

本条…一部改正〔昭和60.9公規程4〕

(公安委員会への報告)

**第15条** 受託者は、講習の実施に関して、次の各号に該当する事案があつたときは、その状況を速やかに公安委員会に報告しなければならない。

- (1) 受託者が定める細則に違反して退場をさせた場合
- (2) 講師と受講者の間に抗争があつた場合
- (3) 替玉受講者を発見したとき。
- (4) その他特異な事案が発生したとき。

2 受託者は講習を実施したときは、講習の都度、受講者について、違反・事故の態様別、住所地の所轄警察署別にそれぞれ区分して公安委員会に報告しなければならない。

3 公安委員会は、受託者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

本条…一部改正〔昭和60.9公規程4、平成2.4公規程3、20.9公規程5〕

**附 則**

この規程は、昭和40年9月28日から施行し、昭和40年9月1日から適用する。

**附 則** (昭和43.7.1公規程2)

この規程は、昭和43年7月8日から施行する。

**附 則** (昭和47.4.27公規程2)

この規程は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和60.9.20公規程4)

この規程は、昭和60年10月1日から施行する。

**附 則** (平成2.4.18公規程3)

この規程は、平成2年4月18日から施行する。

**附 則** (平成18.9.12公規程8)

1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規程に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則** (平成20.9.26公規程5)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

**附 則** (平成27.4.1公規程7)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (令和元.5.30公規程2)

この規程は、公布の日から施行する。